

令和3年6月18日
国 税 庁

「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案） （保険契約等に関する権利の評価）に対する意見公募の結果について

「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）については、令和3年4月28日から同年5月27日までホームページ等を通じて意見公募を行ったところ、87通の御意見をいただきました。御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の提出状況

○ 郵便等によるもの	2 通
○ F A Xによるもの	1 通
○ インターネットによるもの	84 通
合 計	87 通

2 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

（注）御意見の一覧については、財務省地下1階（東京都千代田区霞が関3-1-1）の閲覧窓口において閲覧することができます。

3 今後の予定

令和3年6月下旬に改正通達を公表する予定です。

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
支給時資産計上額での評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 「支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の 70%に相当する金額未満である保険契約等に関する権利を支給した場合には、支給時資産計上額により評価する」とされているが、支給時資産計上額はあくまで「資産として計上した帳簿価額」に過ぎず、時価ではないため、評価方法として合理性がない。 ● 名義変更時の生命保険契約の実質的な価値は、処分価値であり、その時点の解約返戻金相当額であることは明らかである。その明確である実質的な価値と異なる評価額を取ることを定めることは、税務行政を歪めることになり適切ではない。その時点の時価はあくまで解約返戻金相当額であるので、その価額で評価すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約等の時価については、「支給時解約返戻金の額」で評価することが原則ですが、解約返戻金の額が著しく低いと認められる期間（以下「低解約返戻期間」といいます。）においては、第三者との通常の取引において低い解約返戻金の額で名義変更等を行うことは想定されないことから、「支給時解約返戻金の額」で評価することは適当でないと考えます。 ● 法人税基本通達では、法人が最高解約返戻率の高い保険契約等を締結している場合には、支払保険料の一部を資産に計上する取扱いがあります。 ● 本取扱いによる資産計上額は、各保険商品の解約返戻金の実態を精査したうえで、納税者の事務負担や計算の簡便性の観点から、最高解約返戻率に基づく一定の資産計上割合により計算した金額としたものであることから、低解約返戻期間における保険契約等の時価は「支給時資産計上額」をもって評価することが相当であり、新しい所得税基本通達の取扱いは合理性を有すると考えます。
保険契約の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の介護保険について、解約返戻金がないものではあるが、今回の対象の保険と同様に第三者への名義変更が行われているケースが散見されるが見直しを行わないのか。 ● 低解約型の終身保険を利用した節税スキームも想定されるが、これに関してはどのように対応するのか。 ● 今回の通達適用が法人税基本通達 9-3-5 の 2 に限定しているが、対象外の終身保険や養老保険で低解約タイプの商品開発がされてまた販売が過熱することは容易に想像が出来るので、全契約を対象にすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の見直しの対象は、法人税基本通達 9-3-5 の 2 の適用を受ける保険契約等に関する権利としていますが、法人税基本通達の他の取扱いにより保険料の一部を前払保険料に計上する「解約返戻率の低い定期保険等」及び「養老保険」などについては、保険商品の設計などを調査したうえで、見直しの要否を検討することとしています。
法人間の名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の改正案は法人から個人への名義変更を対象としているが法人間の名義変更時における評価についても同じ評価方法として差し支えないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 改正後の所得税基本通達は、法人間の名義変更における時価の算定についても、同じ取扱いとなります。 ● この点については、改正通達の解説で明らかにする予定です。

適用時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度を変更する事は理解が出来るが、適用を遡ると言うのはおかしい。 ● 事実上の遡及立法であり、納税者の法的安定性、予測可能性を侵害して不測の損害を与える通達の発布は、憲法第 84 条に反するのみならず、同法第 39 条及び第 13 条の精神に悖る（国民の経済活動等における行動の自由を侵害する）ものであり、実施されるべきでは無い。 ● 税務への影響を考慮して契約締結することはごく自然であるところ、改正により、当署想定された税効果と異なる結果を招く場合には、納税者の予見可能性の観点から避けるべき。 ● 今回の改正は、改正日以後の評価から新しいルールを適用することは、これまでの他の通達改正の状況と同様かと思えます。一方で、今回は保険契約に関するものであり、また、契約当初から退職金等の準備のためにあらかじめ予定した時期での契約者変更を考えていた場合が多く、その場合、当初から税務影響も考慮の上、保険契約を締結している場合があります。 ● なぜ 2019 年(税制改正)以降の契約が対象なのか？ 業界では古くからあった販売手法であり、もっと早く網をかけるべきである。対象契約に縛りを設けず、名義変更全契約とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 改正後の所得税基本通達の取扱いは、令和 3 年 7 月 1 日以後に行われる保険契約等に関する権利の支給について適用するとしています。 ● したがって、改正後の新しい所得税基本通達は、通達改正後に行われる保険契約等の名義変更等について適用されることから、遡及適用には当たらないと考えています。 ● なお、国税庁では、今回見直しの対象とされる保険商品の課税上の問題点等について、令和元年 7 月の法人税基本通達の改正時の説明会などにおいて、保険会社等に注意喚起を行っています。
------	--	---

(参考) 今回の意見公募手続に付した『『所得税基本通達の制定について』(法令解釈通達)の一部改正(案)(保険契約等に関する権利の評価)に対する意見公募手続の実施について』の改正内容に関する御意見のみを掲載しております。

なお、「御意見の概要」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。